

# アーカイブズ新時代における地方公文書館の方向性

## －関係講演録の再構築を中心に－

札幌市総務局行政部公文書館管理係長  
竹内 啓

はじめに

私が札幌市公文書館の前身である文化資料室（当時は教育委員会生涯学習部の所管で、札幌市資料館に所在していた）に配属されてまもなく10年目に入る<sup>(1)</sup>。配属の年に今回札幌市公文書館が開設された旧豊水小学校跡利用施設の第一次改修が行われ、その翌年に庁舎移転もなされた。新札幌市史刊行事業の完結が間近に迫っていた時期であり、文化資料室はその後、公文書館開設準備業務に邁進することとなった。そして本年7月1日に札幌市公文書館は無事開館を迎えることができたのである。

拙稿は私にとって本研究紀要<sup>(2)</sup>第2号以来の論文となるが、最近3年間はその年に行なった講演録・講義録の収載にとどまっていた。一方でこの間の情報インプット量は急速に拡大（特に関連講演を聴く機会が急増）し、自分なりにそれらを咀嚼して再構築した結果をまとめ、この開館記念特集号に載せたいと思い立った次第である。

ただ、本稿は研究論文としての性格上、当館の公式見解ではなく、あくまで個人的な考察によるものであることをあらかじめお断りしておきたい。

札幌市公文書館は、遅咲きながらもアーカイブズ新時代の幕開けとともに誕生した新生公文書館のひとつとして今後は位置づけられることになる。

それではアーカイブズ新時代とはいったいどのように定義されるべきものなのか。詳細は第1章で述べるが、それはわが国の文書管理法制が体系的に完成し、ようやく諸外国と肩を並べてグローバル・スタンダードの扉を開いた時代状況を意味している。世界屈指の経済大国でありながら、わが国は文書管理法制においては欧米諸国や韓国に対して大きく後れを取っていたのである<sup>(3)</sup>。民主主義国家に当然あるべき法律<sup>(4)</sup>と都市の標準装備に位置づけられる公文書館が多くの自治体で欠けていたのがわが国の実状であり、後者はいまだに充足されてはいない。

平成23年度文化資料室企画講演会のパネルディスカッションでパネリストの鈴江英一氏（現札幌市公文書管理審議会副会長）が「それぞれの公文書館はそれぞれの時代に、その時代の刻印を負いながら、作り上げられていく」<sup>(5)</sup>と指摘されたのはまさに至言であるが、札幌市公文書館はアーカイブズ新時代すなわち公文書管理法時代の幕開けとともに誕生したことにより施設としての性格が決定づけられたとも考えるべきであろう。

平成23年10月の全史料協<sup>(6)</sup>群馬大会「アーカイブズ入門」において別府大学の丑木幸男氏は、現在のアーカイブズ状況を「公文書館法と公文書管理法の併存時代」<sup>(7)</sup>と位置づけられたが、法環境的事実として現代はまさしく両法の併存時代にほかならない。丑木氏が講義の中で「これからの公文書館は行政文書中心とならざるを得ない」という見通しを示されたとき、翌日の全体会で同趣旨の報告を予定していた私は大いに勇気づけられた。ただ、丑木氏の主張で一点だけ違和感を覚えたのが、公文書管理法が専門職員の必置を定めなかったため、公文書館法を廃止することができなかったという部分である。公文書館法の理念は今

でも全く色褪せていないことや、図書館法や博物館法と同じ施設法という性格上、今後も永続的に必要であろう。公文書管理法（以下、「新法」という。）は国の公文書管理の一般法<sup>(8)</sup>であるから、当然ながら地方自治体に対して公文書館の開設や専門職員の必置を義務づけたりはできない。ということは、両法の併存状況は今後も続き、アーカイブズ新時代においても相互補完関係とそれぞれの役割分担を保ちながら機能していくことが予想されるのである。

全国の自治体は新法第34条という新しい法的根拠を得て、公文書館法の要請だけではまだインパクトが弱かった公文書館の整備を前に進めることが可能となった。

新法施行前後から公文書管理条例の策定検討に入り、あるいは現実に制定にまで及んだ自治体が急増したという事実が地方自治体に対する努力義務という同条の実効性をつぶさに語っているともいえるであろう。

札幌市はいわばこの努力義務を忠実に果たした自治体ともいえるが、新法制定時点で既に自主的に開設準備に向け動き始めていなかったならば、あるいはここまで順調に制度・施設の完成を見ることができたかどうか疑わしい。新法成立が間近であるという国内情勢が、札幌市の公文書館開設計画の推進に極めて重要なファクターとなり、絶妙なタイミングで追い風として作用したとも考えられるのである。

本稿においては、まず第1章でアーカイブズ新時代をどのような時代ととらえるべきかを提示し、第2章では全国的な公文書管理の動向を概観していく。続く第3章で新法施行後における札幌市公文書館の立ち位置について考察し、最終の第4章でアーカイブズ新時代における地方公文書館の方向性について論じていくこととしたい。

## 1 アーカイブズ新時代とは

### 1. 1 新法施行によるアーカイブズの分水嶺

新法が与えたインパクトは単に公文書管理の変革というだけにとどまらない。いささか大げさな言い方をすれば、民主国家の主権者である国民に対してその主権者意識を再確認させる意識革命をもたらす可能性さえ秘めているのではないか。

同法第1条は法の目的を次のように規定している。

「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

第1条全文を長々と引用したのは、アーカイブズ新時代を象徴するエッセンスがまさにこの条文の中に凝縮されているからである。

行政機関情報公開法の第1条には、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を

図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」とある。

利用請求権と開示請求権は一見すると対置しているようだが、その論理的背景には国民の主体性と行政の主体性という論理構造上の決定的な違いが横たわっていると考えられる。行政機関情報公開法における開示請求権の保障はそのまま国民の知る権利を保障したものとはいえなかった<sup>(9)</sup>。国民は説明を受ける客体であり、主体はあくまで説明する側の行政機関にある。そこにはまだ行政文書は行政機関のもの（公用物）であるという論理が依然として横たわっていた。

私たちは小学校以来、日本国憲法における国民主権の概念を折りに触れて刷り込まれてきたわけだが、正直いってその実感には乏しかったといえよう。ひとつには主権者と呼ぶにふさわしいだけの行政情報が本当に国民の間で共有されているだろうかという素朴な疑問が絶えず頭をかすめているからである。

一方、新法においては公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であると規定していることから、公文書等は国民のもの（公共用物）であるという論理が明確に保障されている。僅か10年の間に「行政の論理」から「国民の論理」へと国民の知る権利の保障に関して画期的な論理構造の転換が実現したわけである<sup>(10)</sup>。

もっとも新法の法目的も衆議院で法案修正がなされる前の政府提案法案では、行政機関情報公開法とほぼ同様の表現であったことから、論理構造の大転換はひとえに修正協議の賜物であったということもできるであろう。

新法は後にできたとはいいながらも公文書管理の一般法<sup>(11)</sup>であり、先行して制定された特別法である行政機関情報公開法や個人情報保護法が十全に機能するための前提条件の法律でもあることから、この論理構造の転換は文書管理法体系全般に及ぶとみるのがごく自然な考え方ではないだろうか。

新法の施行から早くも2年半以上経過するが、この論理転換と意識改革が一般にはほとんど浸透していないように感じられるため、いまさらという思いもあるが数多くの専門家諸氏がこれまでに論じてこられたことを再確認したような次第である。

しかしながら、アーカイブズ新時代は意識改革だけで到来するものではない。新法や省庁の政令・ガイドラインによる緻密な規定と運用に基づく実践こそが公文書管理の現状を漸進的に変革させる原動力となるはずである。レコードスケジュールの導入はその最たる例であるが、新法が文書の作成・登録・保管・移管（廃棄）・保存を義務付けた点で、施行が10年ほど早かった行政機関情報公開法の最大の弱点が補完されて、ようやく「車の両輪」<sup>(12)</sup>がフル稼働する環境が生まれたわけである。これに公文書館が加われば「黄金のトライアングル」<sup>(13)</sup>（小谷允志氏）<sup>(13)</sup>が完成することになる。新法効果が全国に及ぼした多大な影響については既に明らかとも思われるが、この点に関してはさらに第2章で触れることとしたい。

今年の第39回全史料協全国（東京）大会の大会趣旨説明（白井哲哉大会・研修委員会委員長）<sup>(14)</sup>には一昨年の第37回（群馬）大会で初めて出された「旧来型の思考を超えた新しい発想が求められている」という問題提起が再掲されている。これは群馬大会開催の年に起きた東日本大震災の発生（3月11日）と公文書管理法施行（4月1日）という二つの重大な出来事をアーカイブズにとっての歴史的転換点として捉え、二つの極めて大きなインパクトに対峙するための姿勢を述べたものである。

第38回（広島）大会では、特に後者の問題に焦点をあてて「まだまだ公文書を記録として残し活用する意義が「常識」として共有されるにいたっていない」との現状認識が示され、「公文書管理法によって、公文書への重心移動が起きた場合、民間資料をどのように位置づけ直すのか」という問題提起がなされた。

そして、第39回（東京）大会では前回大会の現状認識を引き継ぎ、公文書管理法時代の下で公文書を記録として残し活用する意義が「常識」として共有されるには、それが自分たちの職場における目の前の業務として理解されることが必要と考えて今回のプログラムを組んだということであった。

全史料協の問題提起とも重ね合わせると、前述の意識改革の必要性は行政及び国民のどちらに対しても真摯に問われている課題であると認識すべきではないだろうか。

## 1. 2 大震災が突きつけたアーカイブズの課題

前節とも関連するが、平成23年3月11日、東日本大震災の最初の地震動を私は選挙事務説明会会場で感知した。その後、帰庁すると早くも全史料協調査・研究委員会の委員諸氏が全国公文書館の被害状況の把握に努められており、当時の文化資料室の状況（被害と呼べるほどのものはなかった）を速報で回答したという記憶がある。

東北各県や関東地方を中心に広範かつ深甚な被害が生じ、親しく情報交換している施設内にも少なからず被災した職員がおられることもわかった。この年以降、全史料協では震災復興支援が最重要テーマの一つとなり、昨年の広島大会まで継続した支援活動が続けられたのである。またアーカイブズ関係の主要ブログである『情報の扉の、そのまた向こう』（渋沢栄一記念財団）でもMLAK（博物館・図書館・文書館・公民館）を中心とした震災情報を特別枠で毎回紹介し、これは現在に至るまで続いている。国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）や東北大学災害科学国際研究所のプロジェクト「みちのく震録伝」、博物館・美術館・図書館・文書館・公民館の連携組織SaveMLAK、ハーバード大学震災アーカイブ、千年先の後世に伝える巨大災害の記録「東日本大震災・公民協働災害復興まるごとデジタルアーカイブス」など震災後に立ち上がったアーカイブズ・サイトは枚挙にいとまがないほどである。

最近聴講した講演の中にも震災に関連していたものがある。京都府立総合資料館開館50周年記念シンポジウムにおける吉見俊哉東京大学副学長の基調講演<sup>(15)</sup>であった。吉見氏の講演要旨については次節で詳しく紹介するが、震災記録を文化資源あるいはデジタル文化情報の一つとして位置づけている。高度情報化社会で起こった大災害は莫大な記録の残存を生み出した。震災記録のアーカイブ化とは地域とボランティア、行政、マスコミ、インターネット、大学などがさまざまに活動を続けた所産といえるが、異なる媒体、形式、組織、目的での記録の集積を1) いかにして長期継続するか、2) いかにして統合・共有化するか、3) いかにして活用するかというヴィジョンの共有こそ急務であるとする。そして仙台を東京・大阪と並ぶナショナル・デジタルアーカイブ（NDA）の一大拠点にしていこうという非常に雄大な構想も提示された。

## 1. 3 高度情報化社会におけるアーカイブズ

前節でも触れたが、吉見氏の講演「文化資源の保存・活用のためにー知識循環型社会にお

ける集合知と記録知の統合」は実に 500 年単位の壮大なスケールで話が展開していくようなひとつの完成された文化論であった。

吉見氏は今世紀の情報爆発とグローバル化を 16 世紀以来 2 度目の現象であると観る。すなわち、16 世紀は大航海時代と活版印刷術が人類最初のグローバル化と情報爆発を引き起こし、近代（大量消費社会）の入り口となった。一方、21 世紀はマスメディア社会の終焉であるネット社会がグローバルコミュニケーションとビッグデータにより 2 度目のグローバル化と情報爆発を生み出し、それが近代の出口となる。次の時代はネットとアーカイブによる知識循環型社会であり、そこでは集合知（エンサイクロペディア）と記録知（アーカイブ）がともにデジタル化された文化情報資源として構造化された新しい知識創造を行い、その過程では M A L U I <sup>(16)</sup> 連携が大変重要な役割を果たしていく。そして、デジタル化により新たな文化資産を生み出すためには、法づくり、人づくり、組織づくりが必要であるというのがその要旨と思われた。

私は吉見氏に質問票と口頭で、1) 膨大な震災記録は全て記録知となり得るのか、2) また、集合知やビッグデータとアーカイブズとの関わり方はどうなるのかと尋ねてみた。吉見氏からは、1) 震災記録は集合知と記録知の両方であり、それらは統合・再構築されなければならない。中にはビッグデータとして解析すべきものもあるが、それだけで終わらせてはいけない。これらは膨大な作業であり、国際的なコラボレーションも必要となる。2) アーカイブズは記録知だけをテリトリーとすべきではなく、集合知やビッグデータも記録情報として押さえておくべきである。記録知と集合知の再構築とは片方だけでよとするのではなく、両方をつなげていこうというものである。社会全体にナショナルあるいはグローバルな記録知を伝え、これを開かれた知にしていくべきであるという丁寧な回答をいただいたことにあらためて感謝いたしたい。

また、シンポジウムを主催した京都府立総合資料館がその所蔵資料の利用に際して、クリエイティブコモンズ・ライセンスの活用を検討していると知り、その先見性を強く感じたところである。公文書はもとより、公文書館の所蔵資料とは本来パブリック・ドメインとなることを想定して収集保存されているとも考えられるため、クリエイティブコモンズのコンセプトとは非常に親和性が高いと思われる。京都府立総合資料館の今後の事業活動をさらに注目していきたい。

#### 1. 4 アーカイブズが重要なインフラとなるには

大濱徹也氏（札幌市公文書管理審議会会長）が本年 2 月 16 日に中京大学社会科学研究所主催の日伊文化交流シンポジウム「知と技術の継承と展開」において「日本のアーカイブズーその現状と課題ー」という講演をされている <sup>(17)</sup>。

大濱氏はその中で「札幌市は公文書管理法の枠組みをふまえながらも、歴史公文書ではなく、重要公文書という概念で、行政運営に資する公文書の保存活用、その知的情報資源の市民との共有への途を強調している。この重要公文書という概念は、行政的価値で選別することを意味し、移管される公文書等の記録資料を非現用という言葉で把握してきた旧来の評価選別論に対し、公文書館に移管後も行政運営に資するものとして活用し得る現用であることを示唆している」と指摘されている。

「廃棄された非現用文書を収集するだけの蔵であるかぎり公文書館等に明日は期待できない。まさに公文書館は、後世においても執務参考資料になりうる重要な公文書等を保存して

いく器となり、行政利用の場として活用されるときその存在を確かなものにできる」と続けられている。

行政利用の重要性については本研究紀要第3号において、小川千代子氏（現藤女子大学教授・国際資料研究所代表）も力説されており、行政利用係数というもので提案されている<sup>(18)</sup>。私自身も公文書館の利用活性化にとって行政利用の開拓こそが今後の優良マーケットであることについては何ら疑うものではない。

ただ、本章第1節において確認したように、特定重要公文書が公共用物であるかぎり、かりに行政利用がいかに繁忙を極めようともそれは最終目的地への一通過点とみる以外にはないのではないか。究極のメインターゲットはあくまで市民であり、市民自治・市民参加の拠点施設を目指すためにはこの視点をやはり外すことはできないと考えるのである。特定重要公文書が公用物ならば行政利用をその終着点と見ることも十分に納得できるのだが。

これを公文書館の長期的戦略の一環とみて市民利用が閑散たる状況のとき行政利用がその隙間を埋めてくれるならば実際には非常にありがたいことである。しかし、需要供給の原則とは全く別の次元において、例えば研究者や行政利用者に対し、利用に際して特別扱いをすること自体が解釈上からもかなり難しいと考えられる。

本年1月24日に札幌で総務省北海道管区行政評価局主催の「政策評価に関する統一研修」があり、私もそれに参加した。公文書館による重要公文書の選別評価と国の政策評価ではあまり接点もない気がしたが、結果的には非常に有益な研修となった。

総務省行政評価局の政策評価審議室長による「国の政策評価の現状と課題」に続き、後半は宮脇淳北海道大学公共政策大学院院長による「地方公共団体の政策評価の現状と課題 [市町村を中心として]」という講演であった<sup>(19)</sup>。

宮脇氏は政策評価に関する各種理論（「目的の転移」「逆選択の中の評価」「評価のゴミ箱化」「X非効率拡大」「評価による懐柔」）を事例を挙げて解説し、その中には評価選別に応用可能な理論も散見できたのである。

また、市町村の政策評価の主な成果として宮脇氏が挙げた3点は、そのまま選別評価に適用することが可能なのでここに載せておくこととしたい。

- 1) 市町村の政策・財政等に関する住民の直接的理解を少しずつ高めることができる。（「情報共有」の充実）
- 2) 最終ユーザーである住民と直結し地域の政策を創造的に考える可能性を引き出す。（「下からの公共性」の充実）
- 3) パートナリシップ等住民参加への理解を高めることができる。（「開かれた公共性」の充実）

神奈川県立公文書館が現に実施しているように選別評価の過程を公開することができれば、上記1)から3)のような成果があるいは見込めるかもしれない。

政策評価の位置づけとして、合理的形成仮説と組織的形成仮説も紹介されたが、これらもアレンジ次第では選別評価の理論に取り込むことができそうである。

例えば、合理的形成仮説によれば、評価方式は数値化による費用便益分析など定量的手法で実施され、得られた結果は自動的に次の政策形成にフィードバックされる枠組みが想定されている。

これを選別評価に置き換えれば、例えば公文書館に移管対象となった事業系の文書について、1) 現在も継続している事業であればそのまま継続に、2) かつては実施されたが現在は

廃止されている事業であれば今後の復活見直しの対象に、3) もともと実施されていない事業であれば現時点での実現可能性の検討に、それぞれ事業部局（原課）に対してフィードバックができるという仕組みである。

先に大濱氏が指摘されたとおり、公文書館を「廃棄された非現用文書を収集するだけの蔵」にするのではなく、「公文書館に移管後も行政運営に資するものとして活用し得る現用」文書として、現在の政策形成にフィードバックするための枠組みとして捉えることができるのではないだろうか。

「記録はインフラであるという認識がわが国では根本的に欠けている」と嘆いたのは新法生みの親のひとりといわれる内閣府の植草泰彦氏である。植草氏は平成22年8月に札幌市内で行った講演<sup>(20)</sup>において、「新法は単純明快な法律であり、1) 文書をきちんと作る、2) 文書を勝手に捨てない、3) 残すべきものは移管して永久保存、という3点に尽きる」と断言された。さらにいえば、以下の5つのポイントで成り立っている法律でもあるとする。すなわち、1) 統一的な管理ルールの法定化、2) レコードスケジュールの導入、3) コンプライアンスの確保、4) 有識者・専門家の知見の活用、5) 歴史公文書の利用促進、ポイントはまさにこの5点に尽きるそうである。

地方の管理条例が全て新法の丸写しである必要はないが、法の精神や目的を活かすためにある程度は新法準拠型となることもやむを得ない。そのときに上記の3プラス5が基本的に守られていれば、法の精神や目的から大きく逸脱しているといわれることにはならないであろう。この点に関しては第2章でもまた触れていきたい。

## 2 全国的な公文書管理の動き

### 2. 1 公文書管理の全国的な地殻変動

この4年間で3回、国立公文書館が主催するアーカイブ研修の講師に招聘された。専門職員向けの長期研修が1回と初任者向けの5日間研修が2回である。講師招聘のなかった平成23年度も全史料協の沖縄セミナーと全国大会（群馬）で報告したため、全国の公文書管理状況についてはほぼ毎年報告をしてきたことになる。

全国公文書館長会議で配布される「関係資料集」を主要な資料とし、全国の公文書館の特徴的な数値をグラフなどでパッケージ化した上で問題提起してきたものである。

直近のアーカイブズ研修Ⅰ（本年9月5日）でも使用した右の2枚の分布図は、新法施行以後の公文書館開設分布図と公文書管理条例等の策定自治体分布図である<sup>(21)</sup>。

新法効果と一口にいうが、法第34条が地方自治体に投げかけた努力義務規定は全国的な地殻変動を惹き起こした。上図では公文書館法制定時前後ほどの派手さはないが都道府県や政令指定都市、市町村で公文書館開設への動きが加速化してきた。

また、下図は公文書管理条例等の策定に向けて具体的に動いている自治体の分布図であり、こちらも間違いなく増加傾向にある。一方で、先行自治体の成否を多少なりとも見極めてから動こうとする慎重な自治体も多い。全国で一斉に情報公開条例が制定され始めた時期と比較すると目立たないが、公文書管理条例が全国的に広がっていくのは時代の趨勢といえるのではないか。

公文書館、公文書管理条例はともにアーカイブズ新時代における地方自治体の標準装備で



あるという認識が全国的に広く強く浸透していくことを期待したい。

## 2. 2 札幌市公文書管理条例について

本市が公文書館基本構想を受けて整備計画を策定するまでの一年半余の間に、新法施行後に条例を改正した大阪市や本格的な公文書館整備は後回しにしつつも管理条例の制定を優先させた島根県・熊本県、さらには安芸高田市などが次々と管理条例の制定・施行を進めてきた。こうした先行事例や親法でもある公文書管理法の法理、構成、逐条解釈などを参考にしながら、本市も公文書管理条例案を策定し、平成24年6月の第2回定例市議会において制定に至ったのである。

この管理条例制定の詳細な経緯については前号である本研究紀要第5号に担当職員の手による報告<sup>(22)</sup>が収載されているのでぜひ参照していただきたい。制定前のパブリックコメントや市議会各派への説明、制定後の全庁関係職員向け説明会など重要条例の制定にかかる所要の経路を経て、本年4月に全面施行となった。また、公文書管理審議会は部分施行として先行発足し、昨年7月から現在までの1年余の間に公文書の移管や保存などの基準を定めた公文書管理に関するガイドライン、公文書の廃棄の在り方、利用請求に対する処分にかかる基準などの諸案件について、すでに合計10回の審議を終えたところである。

公文書管理審議会には本市の文書管理体制全般についての審議のほか公文書館に関わる制度設計や運営管理についても貴重な意見を頂戴することとしている。また、公文書の廃棄に関する承認や公文書館での利用請求についての不服申し立てが出た場合の審査についても対応していただく規定となっている。

## 2. 3 全国の公文書管理条例の傾向

これまでに全国の自治体で制定された公文書管理条例はほぼ新法準拠型といえるように思われる。第1章第4節でも少し触れたが、親法である新法の第34条に定める文脈で地方自治体が管理条例を制定する以上、新法が示した枠組みを大きく変えることは現実的には難しいところであろう。

ただ、ここで注意深く検証されるべき事例は、新法制定以前に管理条例を制定し、その後も特に改正をしていない宇土市とニセコ町の2自治体である。大阪市は新法の制定を受けて早期に条例を改正したため、上記自治体とは事情が異なっている。

宇土市もニセコ町もともにその文書管理条例の制定に際しては、ADM i C（行政文書管理改善機構）が関わっていたと聞いているが、前述の植草氏による3+5の論点に照らせば、作成、廃棄、（永久）保存の3点については当初から規定されている。3点目の永久保存については、両自治体ともまだ公文書館がないため、引き継ぎとか保存といった規定である。あとの5点については必ずしも明確な規定はないようにも見えるが、これらを全て盛り込まなければならないというものでもないであろう。今後、公文書管理条例を制定していく自治体は、新法のどの規定を尊重するかでバリエーションの幅が生まれると思われるが、あとの5点の取り扱いについては、特に1) 統一的な管理ルールの法定化、2) レコードスケジュールの導入、3) 有識者・専門家の知見の活用の3点をどの程度取り入れられるかがかなり重要になると考えられる。

(参考1) 宇土市文書管理条例 平成13年3月23日 条例第3号

(文書の作成)

第11条 行政機関等は、組織としての意思決定及び事務・事業の実施に関する事項については、事案が軽微なものである場合を除き、必ず文書を作成しなければならない。ただし、当該意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合は、事後に文書を作成することができる。

(文書の廃棄)

第24条 行政機関等は、文書の保存期間が満了する以前に当該文書を廃棄してはならない。ただし、文書の保存期間の見直し等特別の理由があるときは、この限りでない。

2 行政機関等は、文書を廃棄するときは、市長が定める手続きにより廃棄しなければならない。

(教育委員会への引継ぎ)

第25条 教育委員会は、廃棄文書で市史編さんのために保存の必要があると認めるときは、市長に当該文書の引継ぎを求めることができる。

2 市長は、前項の規定により教育委員会から廃棄文書の引継ぎを求められたときは、その文書が法令等により廃棄しなければならないとされている場合等特別な理由がある場合を除き、その求めに応じるものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により引継ぎを受けた文書については、その文書の歴史的資料としての価値を評価し、引き続き保存する必要があるか否かを決定しなければならない。

4 教育委員会は、歴史的資料として引き続き保存する必要があると決定したときは、第20条第1項の規定に準じて整理保存し、及び管理しなければならない。

(参考2) ニセコ町文書管理条例 平成16年12月17日 条例第25号

(文書等作成の原則)

第3条 実施機関の意思決定及び事務・事業の実績については、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書等を作成することを原則とする。この場合において、当該意思決定と同時に文書等を作成することが困難であるときは、事後に文書等を作成するものとする。

(文書等の廃棄)

第24条 実施機関は、文書等の保存期間が満了する以前に当該文書等を廃棄してはならない。ただし、文書等の保存期間の見直し等特別の理由があるときは、この限りでない。2 実施機関は、文書等を廃棄するときは、町長が定める手続きにより廃棄しなければならない。3 前項の規定にかかわらず、情報公開条例の規定により公開請求がされている文書等にあつては、公開の事務手続中に保存期間が経過しても当該事務手続が終了するまでは廃棄してはならない。

(歴史的資料等の保存)

第26条 実施機関は、保存期間が満了した文書等のうち、歴史的又は文化的に価値があると認めるものについては、公文書館法(昭和62年法律第115号)の規定に基づき歴史資料として重要な文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講じなければならない。

地方自治体が制定する公文書管理条例の可能性についてもう一点だけ紹介したい事例がある。平成24年10月26日に沖縄県公文書館で開催された平成24年度公文書講演会・国立公文書館地域研修会「公文書管理のあるべき姿を目指して」の第2講演「先行自治体からの事例報告～公文書管理条例は何をもたらしたか～」であり、講師は足田晃鳥取県立公文書館長であった<sup>(23)</sup>。

その中で足田氏は、鳥取県立公文書館管理運営要綱と国立公文書館利用等規則を比較し、

特定歴史公文書等の廃棄対象として歴史資料として重要でなくなったと認める場合の解釈に県として独自に一点追加したことを紹介したのであった。

従前からの国の解釈では、重要でなくなったと認める場合とは劣化が極限まで進行して判読及び修復が不可能で利用できなくなった場合のみとしていた。これに対し鳥取県立公文書館では、さらに行政の挙証責任としての当該簿冊の役割が完結している場合も歴史資料として重要でなくなった基準として追加したのである。

要綱レベルの小さな追加と考える人がいるかもしれないが、私は国の解釈に新風を吹き込んだものとして高く評価すべきであると考えている。形式的な見読性以外に内容面における文書廃棄が一切認められないとしたならば、誤選別により収蔵された実際には重要性を欠く文書や重複した文書などが次第に書庫スペースを圧迫し、真に重要な公文書の移管を間接的に阻害するかもしれないからである。

もちろん、鳥取県の追加基準が直接的に非重要文書の廃棄を指しているわけではないが、国の規定解釈に対して地方の主体性を示した好例として取り上げた次第である。

## 2. 4 新法自体に大幅な見直しはあるのか

新法が制定される時、附則第13条第1項で施行後5年を目途とし法律の見直しをはかることが明記された。衆参両院の附帯決議は当時としては非常に立派なものだと感心した覚えがある。今読み返してもその思いは変わらない。以下の附帯決議は衆議院のものである。

### 公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。1 公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。2 公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための公文書管理担当機関の在り方について検討を行うこと。3 行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、一定の期間が経過した行政文書に関しその保存期間満了前に一括して保管等の管理を行う制度（いわゆる中間書庫の制度）を各行政機関に導入することについて検討を行うこと。4 国民に対する説明責任を果たすため、行政の文書主義の徹底を図るといふ本法の趣旨にかんがみ、軽微性を理由とした恣意的な運用のなされることのないよう、万全を期すること。5 公文書管理と情報公開が車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者の適切な連携が確保されるよう万全を期すること。6 公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、公文書管理に関する職員の意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施すること。また、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。7 既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等に移管されるよう積極的に対応すること。8 国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として三十年を超えないものとする「三十年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとする。9 本法に基づく政令等の制定・改廃の過程及び公文書の管理・利活用に関して、十分に公開し、多くの専門的知見及び国民の意見が取り入れられる機会を設けること。10 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第十六条に規定する「行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の有無の判断に関しては、恣意性を排し、客観性を担保する方策を検討すること。11 特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促

進すること。12 公文書の電子化の在り方を含め、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。13 刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。14 一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを踏まえ、これを可能とするための支援を検討すること。15 宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共通のルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。

特定秘密保護法案との関係で最近新法の改正点が話題になることも多いが、法制定時の原点到ち返って今まだ何が不十分なのかをよく検証したうえで改正論議を進めていってほしいものである。

### 3 アーカイブズ新時代における札幌市公文書館

#### 3. 1 自治体初の2条例同時制定ケース

本市は札幌市公文書館基本構想の策定以来、かなり積極的に情報発信には努めてきたと考えているが、本年7月の開館以後も数多くの公文書館関係者が全国から視察に来られている。その理由のひとつとしては本市が大規模自治体として初めて管理条例と館条例をほぼ同時に制定したことが大きく関連しているように思われるのである。

長野県小布施町も同様のケースとはいえるが、本市の方が自治体規模も大きくまた最初の事例であるということから話を先に進めさせていただくこととする。

本市がほぼ同時に二つの条例を制定した背景には、公文書館基本構想の中で管理条例の制定方針を打ち出していたことが大きく影響している。管理条例が一年ほど先行して制定されたのも、1) 公文書管理審議会を先行発足させる必要性があったこと、2) 管理条例の全庁周知が進まなければ原課と公文書館の間の移管協議も順調に進まないと考えられたこと、3) 総合文書管理システムや公文書館システムが管理条例の思想・枠組みに沿った形で改修・構築されなければならなかったことなどが主たる理由である。

今後、小布施町に続いてこうしたケースが増えることも予想されるが、気がかりなのはどちらか一つで完結してしまうパターンが広がらないかということである。つまり、公文書館は条例で設置するが、公文書管理は規則の改正で対応する。あるいは管理条例はつくるが、公の施設としての公文書館はあえてつくりずセンターなどで代行するという考え方である。行政法学者が口をそろえて指摘するように、住民の権利義務に関する事項は条例で定めなければならない、したがって利用請求権は管理条例に基づき、条例館によって対応しなければならないなどと形式的なことをいうつもりはさらさらない。ただ、第1章第1節で確認した論理構造の転換や意識改革をスムーズに行うためには条例に基づいた対応を行うのが最善であろうという素朴な理解をしているからである。観念論というよりはむしろ現場の皮膚感覚である。行政の論理から住民の論理に橋渡しをするときに、条例を根拠としない規則や施設で本当に十分な対応ができるのだろうかという懸念がどうしても払拭できないのである。

#### 3. 2 重要公文書という概念について

レコードスケジュールの初期段階において、この文書には後世に残すべき歴史的価値があ

るなどと絶対評価が可能なものはごく一部に限られるであろう。例えばオリンピックの開催・運営に関わる文書であるとか全国に先駆けて制定した固有の条例起案であるとか長期総合計画の策定起案などであれば当然それに該当すると思われる。

本市の重要文書該当基準の中に3つの選別指針が挙げられている。1) 市政への影響度、2) 市民の関心度、3) 事例の稀少性である。もちろんオリンピック関連文書といえ、1) 2) 3) 全ての指針に文句なく合致すると考えられる。1) 市政への影響度でいえば、オリンピック開催準備のために市内のインフラ整備が進み、開催による国際的知名度の上昇などが容易に思い浮かぶ。2) 市民の関心度については今さというまでもないが、わが国最初の冬季オリンピックとして、札幌市民はもとより国中の眼がこの冬の祭典にくぎづけとなり、日の丸飛行隊のメダル独占やジャネット・リンの転倒など後世の語り草が生まれたわけである。近年のオリンピックに比べても、より国民の関心度が高かった時代といえるかもしれない。3) 事例の稀少性という意味では、オリンピックの開催自体がこれまでごく限られた都市でしか実現していないわけなのでこれも問題なくクリアしているといえよう。

ただ、一口にオリンピックに関する文書といっても公文書から私文書まで実に様々なものが存在する。公文書館開設の少し前だったかと思うが、市民の方から私文書について寄贈の相談が寄せられたことがある。結果として実らなかった事例ではあるが、その私文書とは札幌オリンピックの開催期間中に、当時のIOC委員で後に顕職に就くこととなる外国要人の貸切りハイヤー運転手兼観光案内通訳のような役割でアテンドした方が書かれた手記であった。確かご本人が亡くなられるかしたため、ご子息からその手記の寄贈先がどこかにないだろうかという相談であったと記憶している。

札幌市公文書館寄贈・寄託文書受入要領の第1条(趣旨)によれば、「札幌市公文書管理条例(平成24年条例第31号)第2条第5項ウに基づき、法人その他の団体(実施機関を除く。)又は個人から、文書の寄贈又は寄託の申出があった場合の受入基準及び受入手続きについては、この要領の定めるところによる」とある。また、第2条(受入基準)によれば、「公文書館(札幌市公文書館条例(平成25年条例第11号)第1条に定める公文書館をいう。以下同じ。)は、法人等又は個人から寄贈又は寄託の申出があった文書について、以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それらの文書を特定重要公文書として受け入れることができる」とし、3点の基準を定めている。すなわち、

- (1) 本市の重要な施策決定にかかわった市長等の考えや行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- (2) 公文書館が現に保存する特定重要公文書に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- (3) 本市の出資団体等の廃止等により散逸する恐れが極めて高い、重要な情報が記録されたものである。

本市公文書管理条例では、「市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料」を重要公文書と定義しているが、はたして前述の寄贈相談文書が受入基準に該当する余地はあるのだろうか。

私は(2)に該当する可能性があると考えます。市政に極めて重要な影響を与えたオリンピックの主催者側の要人が開催期間中に何を見て、何を考え、何を尋ねたか、これは公文書からはけっして窺い知れない貴重な記録資料となり得るものである。IOC委員の関心が専らどこにあって開催期間中に何を検証していたのかなどは今後再びこのような大会を招致する際

に大いに参考とすべき政策資料であるともいえるであろう。

このように時が経過してから初めてその歴史的な重要性が鮮明になる記録資料も数多くあり、レコードスケジュールの理想である文書作成時点（あるいは作成以前）から歴史的な文書と結論づけることは現実には難しいのである。幸い、個人文書についてはある程度評価が定まってから相談を受けることが多いので、行政文書に比べれば判断しやすいかもしれない。このように本市公文書館もハードルは高いとはいえ法人・個人文書の寄贈・寄託について要領に定めているので、もしこれはという文書がご自宅のどこかに眠っているようであればぜひ一度相談していただきたいものである。

### 3. 3 廃校跡利用施設としての存在意義

はじめにでも書いたように、私は配属一年目で施設改修工事を体験し、翌年に事務室移転が行われている。ただ前回と今回の開設前の改修では事情が大いに異なっていた。前回は札幌市資料館で移転ぎりぎりまで執務を続け、市民サービスの中断も最小限に抑えたが、今回は耐震改修や書庫整備などのため、いったん施設から退去せざるを得なく、約7か月間本庁舎に仮移転することとなったのである。このため、その間を含めた前後、文化資料室はやむなく休館し、デジタルアーカイブなどの資料検索システムもその間は休止して利用者の方々に大変なご不便をおかけした次第である。

改修工事では耐震補強や書庫の拡充・照明整備・消火ガス配置・ダムウェーター設置、閲覧室・展示室・講堂などの整備、空調設備の拡充などを行ったが、跡利用施設に共通の課題ともいえる構造上の問題（耐震壁の利用制限や上層階の耐荷重制限、本来用途とは異なる利用のための仕様上の制約）が大きかったことも事実である。

今次改修に際してはある程度の改善要望は提示したものの、予算上の制約や複合施設（改修工事後もまちづくりセンターとの複合である）の限界もあり、新築施設などから見ればまだまだ不十分な点も目立つことであろう。ただ、今後全国的に増加が予想される施設利用形態として、はからずも先行事例となった私たちには既存施設活用の長所短所について実際に施設を使いながら継続的に十分な検証を続けていく役割が課されていると考えるのである。

今回の全史料協全国大会（東京）で東京都公文書館と板橋区公文書館という二つの既存施設活用館が視察先として選定されたことも何かの偶然であろうか。

全史料協調査・研究委員会の前事務局でも過去に既存施設活用施設のアンケート調査及び分析を行っており、当時の文化資料室もそのときに回答しているが、今次改修以前の調査でもあり、もし次回の調査があれば進んで協力したいものと考えている。

### 3. 4 公文書館システムについて

公文書館システムの構築についてであるが、現用の総合文書管理システムに公文書館システムを乗り入れる計画については平成24年度の予算要求前から関係各課と事前協議を続けてきた。

乗り入れのメリットは大きく分けて3点ほどあった。1) 現用システムに登録されている原課情報がそのまま公文書館システムに移行されるため、新規登録の手間が大幅に削減され、誤入力回避や非現用情報の登録・修正に専念できる（原課情報のチェックは当然ながら必要である）、2) 原課も公文書館システムにアクセスできることで、文書情報の共有や説明責

任の連携についての利便性が増す、3) 目録公開システムを現用・非現用間でほぼ一元化に近づけることにより、利用者にデジタル上のワンストップ・サービスが提供できる、などである。

公文書館システムと目録公開システムについては、当面の業務に必要な十分なスペックにある程度限定しており、将来的に必要とされるスペックの導入については今後に持ち越していくこととなった。いずれにしても公文書館システムの構築は、公文書以外の所蔵資料のデジタルアーカイブ（従前の所蔵資料検索閲覧システム）と併せて、札幌市公文書館のレファレンス業務における生命線ともなるので今後も適宜見直しを進めていきたい。また、デジタルアーカイブに未登録の未整理所蔵資料についても順次整理・登録・公開を進めていく必要がある。さらに全国的に新設の公文書館の間に浸透しつつある国立公文書館デジタルアーカイブとの横断検索についてもその実現可能性も含めて将来的な検討課題であるといえるであろう。

#### 4 アーカイブズ新時代における地方公文書館の方向性

##### 4. 1 社会環境の変化に適合し、その先取りができるか

第120回全史料協近畿部会例会（本年6月21日）において関西大学教授の岡本哲和氏がアメリカ政府における政府の記録管理政策について報告されている<sup>(24)</sup>。

その中で、米国政府の記録管理が1990年代以降、変化していることを指摘されているが、それまでの効率性の追求が主で有効性の追求が従という対立軸（両者は相殺関係にある）が情報技術（ICT）の発達と普及により、これまでのように顕著なものではなくなってきたという分析である。つまり両者を同時に追求することが可能な環境が生まれたわけだが、電子的手段の利用によって一方では情報の収集や処理にかかるコストを低下させて効率性が実現し、他方では多くの人々が大量の情報を獲得することを容易にする有効性が実現したというわけである。

オバマ政権は情報の取り扱いに関わる政権の基本方針を電子政府（E-Government）からオープン・ガバメント（Open-Government）に移行し、開かれた政府、透明な政府を標榜した。情報自由法（FOIA）による情報の公開とは、事後的な透明性の確保だけではなく、事前的な透明性の確保も保障しているというのである。つまり、適切に管理された記録を国民に積極的に提供することで、情報に通じた国民の政治参加を促し、透明性がより高まると考えている。情報技術の活用によって政府に関する情報を国民が検索することができ、さらにそれを利用することができるようにする。政府が何をしているかについて、情報を提供することで説明責任（アカウンタビリティ）の促進につながる。それを指して「透明な政府」と呼んでいるわけである。

記録管理における1) 効率性の追求（無駄な作業と支出削減のための手段）と2) 有効性の追求（知識の共有のための手段）というこれまでの対立軸は、情報技術の発達と普及によって結合し、記録の利用と共有を容易にする時代が到来したということである。岡本氏は国民と記録管理の今後について次のように結んでいる。

「政府情報の利用目的とその方法は多様であり、ケースバイケースである。ただ、誰にとっても重要なことは、必要な情報が必要なときに手に入るようにすることであり、その制度づくり自体に国民が関わっていくことが大切である」と。

#### 4. 2 アーカイブズ・コミュニティの成熟のために

岩倉使節団がイタリアのアルチーフやアメリカの議会図書館を視察した記録が国立公文書館の「ぶん蔵」でも紹介されている<sup>(25)</sup>。明治政府は使節団の帰国後、MLA（博物館・図書館・文書館）の設置に着手していた。帝国図書館（国立国会図書館の前身）の前身「書籍館」が明治5年（1872年）、東京国立博物館の前身「文部省博物局博物館」が明治5年（1872年）、内閣文庫（国立公文書館の前身）の前身「太政官図書掛」が明治6年（1873年）にそれぞれ設置されている。規模は小さくても岩倉使節団は確かにMLAの種を撒いていたのである。

太政官図書掛の設置から約140年後に公文書管理法が制定されて今まさにアーカイブズ新時代が到来しつつある。ただ、欧米に比べてアーカイブズ学が体系化されていないとか、専門職制度が確立していないとか、現在のわが国のアーカイブズ・コミュニティを取り巻く環境はけっして楽観的なものとはいえない。

しかし、今では確立した学問としてその存在を疑う者すらいない歴史学でさえも、あのL・フォン・ランケが1833年にベルリン大学にゼミナールを創設して後進を育成するとともに歴史学の存在を世に示すまでは、自然科学のような学問としては認められていなかったのである<sup>(26)</sup>。本来、科学とは専門的な研究者によって推進されている客観的で合理的な知識体系をさすタームであった。法則や普遍性にこだわらず、一般的に学あるいは科学に必要とされている条件として、1) 感情や信仰から切り離された理性的な判断に従うこと、2) 客観的で論理的な思考を進めること、3) 体系的な知識の蓄積や、そのための専門的な方法論が存在すること、などが挙げられるが<sup>(27)</sup>、ランケと彼に連なる人々が自ら実証主義史学を実践することによってこれらの条件をひとつひとつクリアしていったのである。折しも国民国家の形成・発展期にあつて、自分たちの歴史を確認しようという気運が高まっていた頃でもあった。それに応じて、各国・各地で文書館・史料館の整備・拡充が進められるようになった。それまで知られていなかった新しい史実を発見する可能性が大きく開けてくるとともに、歴史学は趣味や道楽の域をはるかに超え、国家的な役割を果たすことが期待されるようになっていったのである<sup>(28)</sup>。

歴史学の確立に文書館が寄与した事実も非常に興味深いが、歴史学がかつてたどったその道をアーカイブズ学も今また追いかけているのではないだろうか。そして公文書館は今、ローカル・ナショナル・グローバルベースのさまざまな役割を、市民や自治体、国家のために果たしていくことが求められていると考えられるのである。

#### 4. 3 今後求められる地方公文書館の役割とは

今年の6月に全史料協関東部会定例研究会で片山善博氏（慶應義塾大学教授）による「国と地方の公文書管理～公務員の公文書管理意識を改善するために～」という講演があつた<sup>(29)</sup>。鳥取県知事や総務大臣を経験された立場から国と地方の公文書管理についてズバリと切り込んだ素晴らしい講演であつたと思う。

鳥取県立公文書館が大地震や市町村合併の際に非常によく知事を助けたという話も公文書館の力といえるが、ここでは片山氏がアメリカの図書館や公文書館のスタッフに議員が定期的にヒアリングを行い、事業活動の報告や事業企画の提案を受けて、それがときには議会の決議となって翌年の行政や予算に反映するという協働関係が成り立っていることが紹介され

た。

公文書管理法の制定に多大な功績のあった上川陽子衆議院議員（元公文書管理担当特命相）がアメリカでボーカス米国連邦議会上院議員の政策立案スタッフとして働いていた経験をもち、公文書館に対する理解がひときわ深かったことなども想起しながら、公文書館の究極の役割とはそこまでいけるものなのかとあらためて目からうろこが落ちる思いがしたものである。

数十年先を進んでいるともいわれるアメリカの話はさておくとしても、地方公文書館は、館員が特定歴史公文書等を住民主体の公共用物として認識し、適切なレファレンスを行うことで市民自治や市民参加につなげていくという意識を絶えず持ち続けることが必要であろう。

おわりに

本稿は主として有識者の講演（あるいは講演録）を手がかりにアーカイブズ新時代における地方公文書館の方向性を探るという特異なものとなったが、私自身がこれまで論文よりも講演を下に見る悪弊に陥っていたことは否めない。ところが実際に自分が講演を依頼される立場になると、講演とは論文以上に論理構成や主張を単純明快化しなければとても規定時間内に収まらず、けっして楽でもなければ悔ることもできない重要な情報発信手段なのだあらためて思い知った次第である。

今回の手法は少し極端だったかもしれないが、取り上げた講演はどれも記憶に残る素晴らしいものばかりであった。もし講演の意図が的確に伝わっていないとしたならば、それはひとえに私の能力不足によるものである。また、私が誤った理解をしていた場合も、もちろん講演された方々には全く何の責任もないことをご了解いただきたい。なお、紹介させていただいた講演の中には実際にこの耳で聴いたものばかりではなく、講演録やレジュメで確認させていただいたものも含まれている。

本稿に着手するのが余りにも遅すぎた上に、かなりぎりぎりの講演まで採録したため、論旨の不明確な部分や全体の整合性に欠ける部分もあるかと思われるが、お気づきの点はどうぞご遠慮なくご指摘いただきたい。他日の参考とするため、喜んでお聴きしたいと考えているところである。

[註]

- (1) 本稿の脱稿は平成 25 年 11 月末日である。紹介した方々の肩書はその当時のものである。
- (2) 本号は札幌市公文書館研究紀要第 6 号として刊行する（文化資料室研究紀要からの通巻である）。詳細については本号の編集後記を参照されたい。
- (3) [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/pdf/050329\\_10.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/pdf/050329_10.pdf)  
[http://www.8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako\\_kaigi/kenkyukai/150512/haifu/haifu5-3.pdf](http://www.8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kenkyukai/150512/haifu/haifu5-3.pdf)
- (4) <http://news.kanaloco.jp/localnews/article/1311080002/>
- (5) 札幌市文化資料室研究紀要第 4 号 p 61
- (6) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の略称
- (7) 平成 23 年 10 月 27 日「アーカイブズ入門」「アーカイブズ像の変化」丑木幸男（別府大学）
- (8) 宇賀克也『逐条解説公文書等の管理に関する法律』（第一法規、2009 年）p 10
- (9) 三木由希子「公文書管理法の概要と課題」（『市民政策』2009.10 No.64）p 15

- (10) 平成 25 年 8 月 26 日「公文書管理の新時代ー役所の論理から住民の論理へー」早川和宏
- (11) 注 8 に同じ。
- (12) 注 4 に同じ。
- (13) 札幌市文化資料室研究紀要創刊号 p 110
- (14) 第 39 回全史料協全国（東京）大会テキスト p 59-60
- (15) 平成 25 年 11 月 17 日「文化資源の保存・活用のためにー知識循環型社会における集合知と記録知の統合」（京都府立総合資料館開館 50 周年記念シンポジウム）吉見俊哉
- (16) Mは Museum、Aは Archives、Lは Library、U は University、I は Industry を指す。
- (17) 平成 25 年 2 月 16 日「日本のアーカイブズーその現状と課題ー」（中京大学社会科学研究所主催日伊文化交流シンポジウム「知と技術の継承と展開」）大濱徹也
- (18) 札幌市文化資料室研究紀要第 3 号 p 25-27
- (19) 平成 25 年 1 月 24 日「地方公共団体の政策評価の現状と課題[市町村を中心として]」（総務省北海道管区行政評価局「政策評価に関する統一研修」）宮脇淳
- (20) 平成 22 年 8 月 25 日「公文書管理法で求められる文書管理」（JIMA セミナー）植草泰彦
- (21) 平成 25 年 9 月 5 日「札幌市公文書館の開設について」（「アーカイブズ研修 I」）竹内啓
- (22) 札幌市文化資料室研究紀要第 5 号 p 1-22
- (23) 平成 24 年 10 月 26 日「先行自治体からの事例報告～公文書管理条例は何をもたらしたか～」（平成 24 年度公文書講演会・国立公文書館地域研修会）足田晃
- (24) 平成 25 年 6 月 21 日「記録を活かすためのしくみづくりーアメリカ政府における政府の記録管理政策を中心にー」（「第 120 回全史料協近畿部会例会」）岡本哲和
- (25) <http://bunzo.jp/archives/entry/000207.html>
- (26) 大戸千之『歴史と事実 ポストモダンの歴史学批判をこえて』（京都大学学術出版会、2012）p 233-237
- (27) 同上 p 238-239
- (28) 同上 p 239-240
- (29) 平成 25 年 6 月 12 日「国と地方の公文書管理～公務員の公文書管理意識を改善するために～」（「全史料協関東部会第 271 回定例研究会（記念講演会）」）片山善博